

第7 産業廃棄物の処理に係る特例

1 再生利用認定制度

再生利用認定制度とは、生活環境の保全上支障がないなど図表71の要件に該当する再生利用に限って、環境大臣が認定を行う制度で、認定を受けた者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可が不要となります（法第15条の4の2）。

また、認定の対象となる廃棄物は、再生利用により生活環境の保全上支障が生じることが極めて少ないものとして、図表71に掲げる4品目が環境大臣の認定を受けています。

図表 71 再生利用に係る認定要件及び対象廃棄物（法第15条の4の2等）

1 再生利用に係る認定要件

- ① 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障がないものとして施行規則第12条の12の4で定める基準に適合すること。
- ② 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が施行規則第12条の12の5で定める基準に適合すること。
- ③ ②に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が施行規則第12条の12の6で定める基準に適合すること。

2 再生利用認定の対象となる廃棄物

- ① 廃ゴムタイヤ（自動車用）
- ② 汚泥（建設無機汚泥等）
- ③ 廃プラスチック類
- ④ 金属を含む廃棄物

産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準、委託契約書の締結、帳簿の記載及び保存義務等の規制の適用を受けます。

2 広域的処理認定制度

広域的処理認定制度とは、産業廃棄物の処理を広域的に行うことによって、産業廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資するものと認められる産業廃棄物の処理を促進するため、環境大臣の認定を行う制度で、認定を受けた者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可が不要となります。ただし、再生利用認定制度とは異なり、産業廃棄物処理施設の設置の許可は必要となります（法第15条の4の3）。広域的処理認定制度の概要は、P91図表72のとおりです。

広域的処理認定制度の創設によって、環境大臣が指定を行う制度（広域再生利用指定制度）は平成15年に廃止されました。

平成23年4月1日に経過措置が廃止され、タイヤ販売店が収集運搬業の許可なく産業廃棄物の廃タイヤを運搬することはできなくなりました。

図表 72 広域的処理認定制度の概要（法第15条の4の3）

1 広域的処理に係る認定の基準

- (1) 申請に係る廃棄物に係る製品の製造業者等が行う（他人に委託して行う場合を含む。）ことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。
- (2) 広域（二つ以上の都道府県の区域）にわたり申請に係る廃棄物を収集するものであること。
- (3) 再生又は再生がされないものにあっては、熱回収を行った後に埋立処分を行うものであること。

2 対象となる廃棄物

- (1) 製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造（当該製品の原材料又は部品の製造を含む。）、加工、販売等の事業を行う者（以下「製造業者等」という。）が行う（他人に委託して当該処理を行う場合を含む。）ことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるもの
- (2) 通常の運搬の過程において容易に腐敗し、又は揮発するなどその性状が変化することによって生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないもの

3 無害化処理認定制度

平成18年の法改正により、図表73に掲げる廃棄物の処理について環境大臣が認定する無害化処理（廃棄物を人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にする処理をいう。以下同じ。）認定制度が創設されました（平18環告98）（法第15条の4の4）。

この制度で認定を受けた者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可が不要となります。処理基準、マニフェストの交付、帳簿の記載及び保存等の規定の適用を受けます。

なお、改善命令、措置命令などの指導・監督は、環境大臣が実施します。

図表 73 無害化処理認定制度の対象となる廃棄物

- ① 廃石綿等
- ② 石綿含有一般廃棄物（工作物（建築物を含む。以下同じ。）の新築、改築又は除去に伴って生じた一般廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの）
- ③ 石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの）
- ④ 廃P C B等（低濃度P C B廃棄物に係るものに限る。）
- ⑤ P C B汚染物（低濃度P C B廃棄物に係るものに限る。）
- ⑥ P C B処理物（④及び⑤の廃棄物を処分するために処理したものに限る。）

4 ニ以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定制度

平成 30 年の 4 月 1 日施行の改正法により、二以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施しようとする場合に、都道府県知事（政令市は市長）の認定を受けることができる制度が創設されました。認定を受けるには図表74に掲げる基準を満たす必要があります（法第 12 条の 7 第 1 項）。

この認定を受けた者は、当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を、産業廃棄物処理業の許可を要しない自ら処理として扱うことができるようになります（法第 12 条の 7 第 4 項）。

この認定を受けた者には、変更の認定の申請に係る手続、軽微な変更の届出に係る手續、帳簿の記載・保存、報告等が義務付けられます。

図表 74 ニ以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る認定の基準（施行規則第 8 条の 38 の 2、第 8 条の 38 の 3、第 8 条の 38 の 4）

1 ニ以上の事業者的一体的な経営の基準

二以上の事業者のいずれか一の事業者が、当該二以上の事業者のうち他の全ての事業者について、次のいずれかに該当すること。

- (1) 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総数を保有していること。
- (2) 次のいずれにも該当すること。
 - ① 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総数の三分の二以上に相当する数又は額の株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は出資を保有していること。
 - ② 役員又は職員を当該二以上の事業者のうち他の事業者の業務を執行する役員として派遣していること。
 - ③ 当該二以上の事業者のうち他の事業者は、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物を適正に処理していたこと。

2 収集、運搬又は処分を行う事業者（処理実施者）の基準

- (1) 事業計画において産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者であること。
- (2) 当該処理を統括して管理する体制の下で産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者であること。
- (3) 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合には、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (4) 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の物に委託する場合にあっては、当該二以上の事業者のうちほかの事業者と共同して、受託者と委託契約を締結するとともに当該受託者に対し管理票を交付する者であること。
- (5) 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- (6) 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- (7) P 70図表61の①～⑪及び⑬のいずれにも該当しないこと。
- (8) 不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から 5 年を経過しない者に該当しないこと。
- (9) P 67図表58の基準に準じた適切な施設を有すること。